

Title	福沢諭吉と条約改正運動(その二) : 福沢諭吉と同時代人
Sub Title	Yukichi Fukuzawa and treaty reform movement : Fukuzawa and his contemporaries
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1987
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.80, No.1 (1987. 4) ,p.24- 40
JaLC DOI	10.14991/001.19870401-0024
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19870401-0024">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19870401-0024</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 福沢諭吉と条約改正運動(その二)

——福沢諭吉と同時代人——

飯 田 鼎

- (1) Tatsui Baba, *The Treaty between Japan and England, London, 1876*の内容について(その一の続き)
- (2) 同時代人の思想
- (3) 内地雑居論における井上哲次郎と福沢諭吉

## (1)

明治初年から始められた不平等条約改正運動は、その内容として二つの重要な論点をもつ。ひとつはいうまでもなく治外法権の問題であり、他は資本輸出にかかわる事柄である。安政の不平等条約改正運動は、前者の問題から端を発し、明治20年代に至って、後者が緊急に解決すべき問題として登場する。馬場辰猪の条約改正は、この『日英条約』という書が著わされた1876(明治9)年の時代的様相を反映して、専ら前者に焦点を絞っていることが特徴的である。まず馬場辰猪は、幕府がエルギン卿(Earl of Elgin and Kincardine)との間に締結した日英修好通商条約(Treaty of Peace, Friendship, and Commerce, between Her Majesty and the Tycoon of Japan. Signed in the English, Japanese, and Dutch languages, at Yedo, August 26, 1858.)第3条をめぐる日英の対立をとりあげ、これにたいするイギリス人住民の不满に答え、かつこれを批判している。第3条のうち、問題となるのは各開港場における交通制限の規定である。

「日本開港の場所において、ブリタニア臣民遊歩の規程左のごとし、

神奈川 六郷川筋を限とし、其他は各方へ凡十里。

箱根 各方へ凡十里

兵庫 京都を距る事十里へは、貌利太泥亜人立入さる筈に付、其方角を除き、各方へ十里、且兵庫に乗る船々の乗組人は、猪名川より海湾迄の川筋を越へるべからず<sup>(1)</sup>」

この規定は、日本在住の外国人にとって大きな不便を齎すものであり、日本国内の自由な通行を要求する声がいギリス人の間にも高くなった。これにたいし、馬場は、治外法権が現状のままである以上、その非難は不合理であるとしてつぎのように指摘する。

---

注(1) 「日本国・英吉利国」。但し Laurence Oliphant, *Narrative of the Earl of Elgin's Mission to China and Japan in the Year 1857*, Vol. II. 岡田章雄『エルギン卿遣日使節録』, 雄松堂出版, 昭和59年, 253頁。付録I。

## 福沢諭吉と条約改正運動（その二）

「ヨーロッパのいずれの国において、日本でヨーロッパ人に与えられているものに等しい自由を得ることができるであろうか。……。イギリスの大衆は、われわれ日本人に同じ自由を与え、且つわれわれがあたかもイギリス人民であるかの如く、イギリス人と商業的活動を行う（transact commercial business with the English）ことに満足するであろうか？ イギリス人は、日本の法律により、ロンドンの日本領事館法廷において、日本人が享受する救済策に満足するであろうか。私は彼らイギリス人がイギリス在住の日本人にたいして、このようなすべての譲歩をするであろうということには疑問を感じる<sup>(2)</sup>」。

このように馬場は、治外法権の存在に拘りつづける。この根底には、明治初期に土佐藩英国留学生としてロンドンに派遣され、そこで目撃した西洋文明の卓越した側面と、後進国や植民地状態におかれた国々の人民にたいするイギリス政府の圧迫的差別的態度に強く印象づけられた体験が働いているにちがいない。

慶応2年、16歳のとき、藩費で江戸留学を命じられ江戸に出た。辰猪は、海軍機関学の修得を課題として与えられたが、その目的に適合する学塾がなかったため、英学を修めることとし、当時、築地鉄砲洲の奥平藩邸内におかれていた福沢塾に入門した。慶応3年12月まで在塾した馬場は、学力大いに進み、塾頭小幡篤次郎に認められ、教師陣の一員に加えられるのであるが、入門時の慶應義塾<sup>(3)</sup>について「自叙伝」に印象深くつぎのように記している。長くなるが、塾のたたずまいおよび福沢諭吉その人にもふれているので、以下に引用してみよう。

「辰猪は英吉利語<sup>いぎりす</sup>を学び得る学校をさがした。和蘭語<sup>おらんだ</sup>を学ぶことは当時ではもう衰へ出してゐたからであったのだ。やうやくにして、彼は鉄砲洲の奥平家の福沢氏が私立の学校を持ってゐて、其所<sup>そこ</sup>では英吉利語が教へられるといふことを知った。辰猪は其所へ行って此の私学校の教頭であった小幡氏に逢った。奥平邸の門番どもは、英学即ち英吉利語を教へるのは何処だと聞いても、少しも分らず、蘭学所はと聞くと始めてそれで分ったといふことを此所に記して置くことは、敢て無用のことではないであらう。

辰猪が其所へ行った時には、校舎はひどくこはれかけた家であった。それは侍部屋の跡であって、家の東翼に、福沢氏及びその家族の用に供された私室があったが、それは二階建てであって、食堂、厨房及び福沢氏が書物を講義をする一室から成つてゐるのであった。その外に、学校の部屋が数室あって、其所で、学生が眠もするし、勉強もするのであったが、それは十畳か十二畳の部屋が二つと、もう少し小さい部屋六つであって、そのうちの二つは元便所であったのを造り直したものであった。それから大きい炉<sup>かまど</sup>即ち竈の傍に畳のない食堂が一室あるのであった。

注（2） TATSUI BABA, *The Treaty between Japan and England*, London, 1876, p. 13.

（3） 慶應義塾編『慶應義塾百年史』（上）、昭和33年、260-261頁。

若い辰猪（当時、馬場辰猪は数え年17歳……引用者）は、さういう校室へ案内され、次いで、校長福沢氏に謁したのであるが、氏は年三十五か六か位の人で、階下の小さい部屋で何か洋書を読んでゐた。福沢氏は、辰猪の年齢を問うた。辰猪が十七歳だといふと、氏は『今からだ』即ち丁度学問を始めるべき時分だと云った。それから、辰猪は同学の人々に会ったが、それは皆辰猪より年長であつて、皆なで三十人であつた<sup>(4)</sup>。

この雰囲気のなかで辰猪は英学を学び、やがて「ハイスクール地理書会読」を塾生に講義して<sup>(5)</sup>ゐる。その頃、世上の不穩の折柄、一旦高知に帰つたが、明治元年四月頃、再び英語の勉強を志し、長崎に遊学したが、間もなく長崎での英語学習を諦め、再び東京に出て、またもや福沢塾に入ったが、このときは慶應義塾と称し、芝新銭座に移つてゐた。

彼が慶應義塾に学び、やがて地理学や窮理（物理）書の会読・素読を指導することによって英学を中心に自然科学的教養を身につける機会をえたことは、後年の思想家としての形成に大きな意味をもつ。彼の卓越した理論的思考は、この時期における自然科学的な教養と無関係ではない。明治3年、選抜の結果、高知藩留学生として英国に赴くことになり、9月下旬、ロンドンに到着した。はじめウィルトシアのグラマー・スクールに入学、大学入学に必要な幾何、地理および歴史を学び、やがてロンドン・ユニヴァンシティ・カレッジの理科に学んだ。理科に入学したことは一見奇異な感慨にとらわれるが、機関学でも修めることになつたのであろうか<sup>(6)</sup>。

明治5年7月、欧米巡回特派全権大使岩倉具視一行が、明治5年7月、ロンドンに到着した。辰猪はこの使節団によってその才能が認められ、日本政府留学生に採用され、テンプル法学校に入り、ローマ法と不動産法の研究に専心した。彼は異国に在って、祖国日本の独立に深く想いを潜め、国語としての日本語の意義を、『日本語文典初歩』（An Elementary Grammar of the Japanese Language, London, 1873）としてまとめたが、これは、森有礼が、「日本の教育」（Edmceation in Japan）の序文で、「日本語は到底支那語を待つに非れば其用を為す能はず、国家の法令の如きはトテモ日本語にて言明すべきにあらず、故に日本の普通教育には、日本語に英語を代用すべし」と主張してゐるの<sup>(7)</sup>にたいし、これを反駁するために書かれたものであつた。

馬場は、このように日本の教育について国際的な視点に立ちつつ、ナショナルな観点を踏まえていたが、明治7年帰国して発見したものは、絶対主義的政策を追求し、有司専制の政治を推し進めつつあつた明治政府の姿であつた。土佐においては自由民権運動の波濤が次第に昂まり、その年の10月、立志社が設立され、馬場もまたその役員となることを勧誘されたこともあつた。しかし馬場

注（4） 『馬場辰猪自叙伝』、『明治文化全集』第十四巻、自由民権篇（続）。

（5） 前掲、『百年史』、261頁。

（6） 西田長寿「馬場辰猪」（『民権からナショナルリズムへ』（明治史研究叢書、第四巻、明治史史料研究連絡会議編）、御茶の水書房、1978年、118-119頁。

（7） 前掲、西田『馬場辰猪』119～120頁。安永五郎『馬場辰猪伝』、39頁。

## 福沢諭吉と条約改正運動（その二）

はこのときはその勧告を辞退し、英国法の研究のため、旧主山内家の援助により、再び英国に留学することとなった。辰猪のイギリスにおける法律研究への執心について、西田長寿氏は、「英国でも仏国でも当時の強国はいずれも法治国家である。かれによればわが国で重視しているナポレオンコードはその淵源を遠くローマ法から由来している。仏国今日の法律を理解するにはローマ法を理解せねばならない。また近代の社会は封建社会とは異なり、私有財産公認の上に立つ。私有財産の最も重要なものは不動産である。不動産関係の法律の研究は、近代経済社会にとって欠くことができない。とくにやっと封建領主国家から近代国家へ移りつつある日本においては、不動産関係法の研究は極めて大切である。いわんや諸外国の条約改正時の一つの論拠になっているものが、日本における近代法の欠如であるにおいておや、である<sup>(8)</sup>」とのべておられる。

こうした認識の上に立って日本の立場を代表し、外国人の日本認識を高めるため、馬場は、ひとつは、外国人の蒙を啓く目的と、他は条約改正にかんする論稿として二つの論文を発表した。前者は、『日本における英国人——日本人の日本在留英国人に対する観察』(The English in Japan; what a Japanese thought and thinks about them, London, 1875)であり、他はいまここに紹介している『日英条約改正論』である。つぎの一節は、まことに『学問のすゝめ』や『文明論之概略』などの著作に現われた民族独立の思想を吐露し、イギリス人に訴えたものとして、福沢の門下生たるにふさわしい文章というべきである。

「私はかつてイギリスに滞在したことのあるひとりの日本人として、それどころか、『わが祖国の土を踏む』以前でさえ、独立国の名誉とかくも矛盾する譲歩というものに反対であり、また反対しつつある人々と完全に意見を同じくする。とはいえわれわれは、イギリスもしくは他のヨーロッパ諸国を旅行することを許されるのと完全に同じ条件で日本帝国内部のあらゆる地域に、ヨーロッパ人もしくは他のどのような外国人が来ることについては些かの反対もするものではない。すなわちわれわれは、彼らがわが国の法律に従い、日本人の権威に従うならば、わが帝国のいずれの地方を通過しようとも、喜んで許す<sup>(9)</sup>であろう」。

ここには、まことに新興独立国の若いインテリゲンチヤとしての燃えるような民族的自覚が旺盛しているのを感じる。そしてさらにつぎのように語り続ける。

「このような理由から、『この国の内部を旅行する外国人の前に横たわる障害が、相変らず大きい』のは何故か、その理由を理解することは容易である。しかも将来、この困難は、彼ら外国人が、独立国にたいして当然払うべき尊敬というものをわれわれに払わない限り、ますます大きくなるであろうと思う。

これらのさまざまな困難は、日本人の権威に外国人が従うことを拒否すること以外の何物で

注(8) 前掲、西田、122~123頁。

(9) T. BABA, *ibid.*, p. 18.

もない。従って相互の自由な交流を阻む障害をつくり出すものは、われわれ日本人ではなく彼ら、すなわち外国人である。そこでわれわれ日本人が、独立の国民としてのわが国の地位を保持しようとして、あらゆる努力をすることはまったく正当であり、また公正でもある。またわれわれが、イギリス人もしくはヨーロッパ人によって提出され、わが国の名誉と福祉を傷つけるあらゆる要求に反対するのは、きわめて当然のことである<sup>(10)</sup>。

さらに馬場は、治外法権につづいて関税問題について、不平等条約の核心に触れようとする。そして日英通商条約第14条についての論評に入るが、第14条にはつぎのように規定されている。

「貌利太泥亜人開たる各港に諸品物を輸入し、売払又は買入れ輸出する事自由なるへし、制禁外の品物、規定の運上納済の上は、差構ある事なし、

双方の国人、品物を売買する事総て障なく、其払方等に就ては、日本役人これに立会はず、諸日本人は、貌利太泥亜人より得たる品物を売買し、或は所持する事俱に妨なし<sup>(11)</sup>。

馬場は、この条項に危惧の念を表明する。何故ならば、これは当時世界最大にして最強の資本主義国の、アジアの一後進国にたいする完全な自由貿易主義の宣言であり、そのことは、日本をイギリスにたいする完全な従属国的な立場におくことを憂えたのである。まず第一に、第14条によれば、イギリス人は、日本の役人からのどのような干渉もうけることなしに、あらゆる種類の商品を輸出もしくは輸入する完全な自由をもつことになり、日本はイギリス製品の自由な市場となることは、「第16条 輸入の荷物、定例の運上払済の上は、日本人より国中に輸送するも、別に運上を取立る事なし<sup>(12)</sup>」によって明らかであるが、何よりも問題なことは、関税自主権の喪失である。

まず関税率の決定が、イギリス側に非常に有利である。

「輸入される商品に課税される関税率が、1866年の日英条約によって決定されたとき、つぎのようなことで意見の一致をみた。すなわち、ガラス、シャツ地、綿、帆布等、およそ100品目に及ぶ輸入品の大部分については、特別の率で関税がかけられるべきで、また他の若干の品物、たとえば長靴、短靴、時計などのような場合には、税は従価関税（an ad valorem rate）5パーセントに決定された<sup>(13)</sup>。

1866年の関税会議（Tariff Convention）において、この年に輸入された商品の現価（the current price）を基準として5パーセントと決定され、その後、物価は変動したにもかかわらず、関税額は変らず、イギリス商人は、わずかな税額で大量の商品を日本に輸出し、法外な利益を得ているとい<sup>(14)</sup>う。輸入関税の上昇が行われない以上、輸出関係を重くする以外に、国家としての日本にとって税

注 (10) Ibid., pp. 13-14.

(11) 前掲『エルギン卿遣日使節録』, 257頁。

(12) 前掲, 258頁。

(13) T. BABA, p. 16.

(14) Ibid., p. 17.

## 福沢諭吉と条約改正運動（その二）

収の増大はありえない。「その結果は、輸出を減少させ、日本人民の間における生産力を減殺する<sup>(15)</sup>ことになった」。

ひるがって、英国政府は、日本の製品にたいしてどのような課税を行うか。馬場は、一種の憤りに似た感情を込めて、つぎのように訴えている。

「イギリス政府は、お茶に50%から70%の関税をかけ、煙草に至っては実に300%から350%の関税をかけている。これらの事実を顧みれば、商業関係について、誰が日英両国の間に、平等の関係をみることができであろうか。大英帝国の商業政策とは、できるだけ多くの品物を日本に輸出し、同時に、できるだけ少なくイギリスに日本の生産物の輸出を認めることなのであるか？ このような方法が、果してイギリス国民が日本人にたいして友好的な感情を示す所以であろうか？……われわれの経験は、つぎのことを物語ってくれる。すなわち、英国人は、日本人にとって好都合なものは、どのような変化にも同意しなかったということである」<sup>(16)</sup>。

われわれはいま、この辰猪の一節を読むとき、現在の日本の異常な貿易黒字を考えざるをえない。まさに100年前、馬場辰猪が痛烈に非難しつつある時のイギリスに現代の日本が、あまりにも近似的であるからである。

イギリス人は不平等条約の改正に同意しないし、それどころか、「日本の国内政治に干渉しようとする機会を利用しようとしているし、またそれほどこの条約の文言というものは徹底的な性格 (sweeping a character) をもっている<sup>(17)</sup>」というのが、馬場の偽らざる感想であった。外国人は、日本人の外国人との商取引について、政府役人が無用に干渉し、その円滑な発展を妨げるといって、馬場はこれにたいして、英国人の詐欺行為の犠牲になる日本人の存在に注目している。たとえば、外国銀行の手形の受領に際し、それらの企業が資本を公開していなかったり、日本の法律に拘束されない企業であるというような例が多く、そのような経験に照してみれば、在日英国人の新聞が挙げて日本の役人による干渉がましき行動に憤激の情を募らせているにもかかわらず、それはやはり正当なものと考えられねばならないという。

「たとえこれらの例が、条約の文言に徴して、日本の役人の干渉規定に該当するとしても、しかもなお、制限と干渉は時として国の利益のために、ある種の緊急事態 (some emergency) に応ずるために必要である。人民の福祉に責任を負うのは日本政府である以上、政府は、日本におけるイギリス人の意志を顧慮することなく、ある種の緊急事態の場合に、国の収入を上げる自由をもたなければならない。そしてもし適当と思うならば、日本人にたいしても何かしら制限をおくべきである。

このような場合に、外国政府は何ら干渉すべき権利をもっていない。というのは、外国政府

注 (15) Ibid., p. 18.

(16) Ibid., p. 19.

(17) Ibid., p. 19.

はその国の真の緊急事態を語ることができないし、その国の本来の政府(the native government)こそが、争うべからざる権利をもつのみならず、それが支配している人民の平和と幸福のために、何が最善であるかをみなければならぬからである<sup>(18)</sup>」。

しかしそれにしても、条約に規定されている以上の統制や干渉を行うとすればそれにたいする外国の批判は、どうなのであろうか。これにたいしては馬場はつぎのように答える。

「日本のような国においては、政府は貿易にたいしてある種の制限を課し、ある商業上の取引に干渉する点で正当なものとするべき事情はいくらかはある。とくに孤立無援で未経験な(helpless and inexperienced)人々の利益が係っている場合はとくにそうである。わが国は、ヨーロッパ人にたいして、つい最近国を開いたばかりで、ヨーロッパ人との取引に関して非常に無力で手も足も出ない状態にある日本人が多勢いるのである。この人々は、無智な人々を欺くことを平気で言い、また彼らが一員である国の名誉を恥かしめ(disgracing the name of the country to which they belong)つつあるヨーロッパ人にたいして、保護されなければならないのです。

ほとんどすべての国が、強者の貪慾な力にたいして弱者の利益を保護するための法律をもっており、人民が、政府の干渉に大きな恐れを抱くイギリスにおいてさえ、立法府は、無智なまた頼りない階級の利益もしくは保護のため、何事かを為さなければならぬ<sup>(19)</sup>のです。

何と堂々たる文章であることか。しかも、えもいわぬ美しい形容と修辭をもつ英文であることに驚嘆を禁じえない。彼は、関税率は時代とともに変動することが望ましいし、民族の誇りを傷つけるような治外法権に国民は誰一人満足している者はいないし、「多くの日本人が、われわれは今日、外国との交際のためにあまりにも高い代価を払いすぎたと考えていることは疑いを容れない<sup>(20)</sup>」としている。

さきにも指摘したように、この小冊子は、英国人を対象に、日英間の不平等条約の弊害について啓蒙しようとした文書である。そこで馬場は、つぎにこの不平等条約が、ヨーロッパ諸国との交際の点で全く未経験で、しかもその当時すでに一般大衆の不満が昂まり、政治改革の必要が痛感されつつあった時代、大君政府(幕府)に圧力をかけたイギリス政府が、日本の人民に害を齎らす原因となるこの譲歩を獲得したものであったことを力説する。民族独立の意気に燃える日本の国民は、もっとも強力で且つ文明化されたヨーロッパの諸国民と同等の立場で伍して行くことを欲していることをのべた後、辰猪が明治維新の成果についてイギリス人に説明するくだりは、彼が後に、自由民権左派の闘将として華々しく活躍し、国家権力に疎んぜられてアメリカ合衆国で客死するという悲劇的な生涯を顧るとき、果してその胸中から本心を披瀝したものであるかどうか、必ずしも断定

注(18) Ibid., p. 20.

(19) Ibid., p. 20.

(20) Ibid., p. 22.



## 福沢諭吉と条約改正運動（その二）

しえないものがあるが、ともかく彼から直接聴くことにしよう。

「現在、日本の政治状況は、私がすでに描写した将軍政治の時代に、一般に行われていたものとは全く異なっております。わが国にまことに異常な変化をはじめて齎したこの革命こそは、封建諸侯たちが非常に長い間享受していた権力を自発的に放棄した事件の後におこったものであり、貴族的にして愛国的な動機によってのみ行われたものであり、またわが君主、日本帝国のミカド（御門）にたいして払われる尊崇の念によって一層速められたのです。

世界の歴史上、封建諸侯が、日本の大名たちが行ったように高貴に、国家共同体（community）のためにその利益を犠牲に供した例はみられません。このようにしてわが国においては、封建制度は、日本人の一滴の血も流すことなく解体されたのでした。しかも大名がかつて保持していた権力は、御門の政府に集中し、それは、御門の権威回復のため、またこの国の社会のおよび政治的な改革のために、あらゆるものを犠牲に供した知慧と経験の人々から成っています。そしてこれらの人々は、内乱以前はもちろんそれ以後も長い間、絶え間ない努力と健全な判断のために著名な人々<sup>(21)</sup>です」。

馬場は、明治維新の成就によって才能のある者は何人も自分の努力によって高い地位にのぼることができ、将軍政治のときのように、少数の特権階級によって政権が左右されることはなく、御門の権威の回復は、国民の福祉を増進し、この政府の下で、多くの改革が実施され、いままさに進行中<sup>(22)</sup>であるという。

このようにして、教育改革、公共事業、軍備の充実、立法、司法、行政および外交の近代化を達成しつつあり、ヨーロッパ先進国に劣らぬ文明国になりつつある以上、英国が不平等条約に固執し、その特権的地位を維持しようとするのが、どのような結果をもたらすか、言わずして明らかである。馬場辰猪は、この文章の末尾に、つぎのように宣言する。

「しかしながら現在の関係が、このままの状態が続く限り、すべての日本人は、正当にもつぎのように主張することになると思います。すなわち、イギリスの国民は、将軍政府の無経験を利用して、日本からこのような不法な譲歩を奪い取り、それらがわが国にとって有害な結果を齎しかねないにもかかわらず、これらを掌握しつづけています。たしかにこのことは、イギリスの世論（public opinion）とは一致しえないもの<sup>(23)</sup>です！」。

熱烈なナショナリストとして、馬場辰猪は、治外法権の撤廃および不公正な関税率の是正のために奮闘した。しかし条約改正の運動は、同時にその反面において、西欧先進資本主義諸国の日本への資本輸出、資本の自由化という当時の日本経済にとって非常に深刻な問題を提起することとなった。では馬場の同時代人は、条約改正をどのように理解していたのであろうか。

注 (21) Ibid., p. 23.

(22) Ibid., p. 24.

(23) Ibid., p. 28.

(2)

西田長寿氏は、その『馬場辰猪』のなかで、馬場の政治家としての卓越した資質と高潔な品性について論じ、つぎのようにのべておられる。

「辰猪は、不幸にして志半に逝去したのであるが、その操守において、当時稀に見る政治家であった。わが国人の習として清濁併せ呑むを以て大政治家たる資質の一として、必ずしも操守の堅否を問わない風がある。かかる点から云えば辰猪はあるいは大政治家たるの資質に欠けたかも知れぬ。しかし、中江兆民もその『兆民文集』の「馬場辰猪君」なる追悼の文中で述べているように、その日常の私行においても謹厳で一滴の酒も飲まなかったのである。またかれは終生嫁をとらなかつたが醜行が伝えられていない。これは当時の政治家としては極めて珍しいことである。

しかもかれの学識を以てして官の求めに応ぜず、生涯を一民間人として国民解放運動に捧げたのである。これらは比類なき意志と理智がなければ出来ないことである。

されば、かれの恩師福沢諭吉が、『特に君に重きを置いて忘るゝ能はざる所のものは其気風品格の高尚なるに在り、学者万卷の書を読み百物の理を講ずるも平生一片の気品なき者は遂に賤丈夫たるを免れず、君の如きは西洋文明学の知識に兼て其精神の真面目を得たる者と云ふ可し』と絶賛し、その早世を惜んでいるが、福沢は、かれにおいて自分の理想の弟子の一人を見出してはななかりか。馬場をかくあらせた力の一は福沢の人格であり、一はイギリス上中流階級の社会であり、その根底にはかれの天性があつたのである<sup>(24)</sup>。

馬場のナショナリストとしての思想の延長上には、明治18年3月28日、井生村楼でおこなつた「東洋気運の説」でのべられた「清国を武力を以て覚醒せよ」という急進論<sup>(25)</sup>があり、この点では福沢の「脱亜論」と一脈相通するものがある。だが彼の政治家としての理念には、中江兆民、小野梓、田口卯吉、沼間守一などと共通するものがあり、その意味でこれらの人々の条約改正論にふれる必要がある。

馬場辰猪が明治19年アメリカに亡命した後も、条約改正の運動や世論は盛り上つた。しかし、馬場がその『日英条約』を発表した明治9年とは状況を異にし、20年代に入ると憲法発布が日程にのぼり、条約改正や治外法権の撤廃をたんに民族独立の観点から把えるだけでなく、外国人の内地雑居が、日本の社会および経済にどのような影響をもたらすか、外国資本の流入が日本経済の根幹を揺るがすものになることを危惧する意見が強く、そうした悲観論にたいして、内地雑居を日本近代

注(24) 西田長寿、前掲書、185～186頁。

(25) 萩原延寿『馬場辰猪』、中央公論社、昭和42年、245～246頁。

## 福沢論吉と条約改正運動（その二）

化にともなう必然的過程として楽観的に考えていた二つの議論が支配的であった。その意味で、明治22年、田口卯吉が井生村楼にて行った講演は、楽観的色彩に彩どられていた。

田口はまず、条約改正反対論者の論拠について、(一)内地雑居に反対すること、(二)治外法権の撤廃すなわち内地雑居は憲法違反になる恐れありとすること、であるとし、これをつぎのように論駁する。外国人が一定の居留地にまどまって居住するとき、その内部での自治制の強化と団結と意志統一の確認し易さによって強力な圧力となり、この点からして日本人は外国人の力を恐れなければならぬ。

「近き例を取れば我東京の江戸と申した頃には薩摩や長州やその他の諸侯の家来が各々其屋敷の内に住居して自治体を為して居りし故に、此人々は決して一致シマセンでアリマシタが、今日の如く雑居するに至ればイツクの国の人でも皆東京の公民として知事にもなり、議員にもなりて少しも差支ナイ様ナものでアリマス。……既に外国と通商和信を為す以上は外国人をして一步も日本の土地を踏ませぬといふことは出来ぬ、日本国に居住せしめざることも出来ぬ、故に内地雑居は外国人に対する最も安全なる方法、利益ある方法でありマス。故に私は条約改正をするのを恐れずして、条約改正をしないのを恐<sup>(26)</sup>マス」。

田口卯吉は、紀州灘で遭難したかのノルマントン号沈没事件における船長ドレークが、神戸での領事裁判によって無罪判決をうけた事実に言及し、治外法権の撤廃は急務であることを力説しているのは、福沢と並ぶ自由主義者として当然であろう。田口に近い意見として、条約改正の必要を訴えたのは、島田三郎であった。

当時日本人が最も憂慮したのは、外国資本の流入による株式や土地の売買であった。外国人によって日本の肥沃な土地が独占されるかのような巷間の説にたいして、島田は、つぎのようにのべてその蒙を啓こうとする。その議論はあたかも福沢論吉の説に共通するものがある。

「彼れ外人資を投じて我土地鉅坑を購ふことありとせよ、其近傍土地の価格を騰貴せしめて彼我の利益を平均することの傾向を生ずべし。此傾向を生ずるときは、土地に対して無限の購買を為さざるも亦明なり。且つ夫れ言語風俗彼我相同からず、彼商業の経験に富み工業の熟練ありと雖も、不知案内の新国に來りて能く他の不便に捷つ<sup>(27)</sup>の勝算あらんや」。

土地のみならず、このことは有価証券の場合においても妥当し、「夫れ公債銀券の如きは確實且輕便にして、日英両国の利子を考るに、英人之を所有して利益ある者なり、然れ共未だ彼等をして安んじて之を購入するの念を生ぜしめず、……況や万里外の土地特に証券に比して利薄く管理の勞を要する土地に於てをや、又況や言語風俗の殊異なる為めに其管理に困難あるに於てをや、之を購入する者陸統踵<sup>(28)</sup>を接すべしといふは蓋し不通の論といふべし」というのである。

注 (26) 『明治文化全集』、外交篇、日本評論社、昭和3年、356～357頁。

(27) 前掲、369頁。

(28) 前掲、370頁。

島田の主張は、内地雑居に積極的な姿勢を明らかにしている点が特徴的で、「開港場の問屋は其嘗て専有せし利益を外人の為めに競争せらるべしと雖も、地方の殖産者に取りては両者競争——開港場の問屋及び外商の間の競争——の間に立ちて低利の前金を得るが如き利益を享くべく、而して開港場の問屋も亦此刺衝に<sup>(29)</sup>応じて能く奮励せば全局に於て我商工業を増殖するの結果あらんとす」とのべているのは興味深い。これとならんで、条約改正の必要を歴史的且つ理論的に把握し、説得力に富む論説として、小野梓の条約改正論がある。

小野は、安政の不平等条約改正の必然性について、「無知ノ幼孤其性質ノ如何ヲ辨知セズ、老熟ノ成人ト契約スルアルニ当テ、幼孤之ガ為メ損害ヲ受クルアラバ其契約ヲ取テ之ヲ無効ニ販セシムルヲ得ルト惟フニ、斯ノ法理ニシテ之ヲ国際ノ条約ニ適用スルヲ得バ我が条約ハ皆ナ無効ニ販セシムル得ベシ<sup>(30)</sup>」とのべているように、条約改正こそ、わが国の独立の達成と主権の回復のために不可欠であるとし、つぎの六大要目をあげて論じている。第一、治外法権の撤廃、第二、関税賦課の全権掌握、第三、諸国共同の条約を廃止し、各国各自に結ぶこと、第四、修好の条規と通商の条規の分離、第五、特権付与条項の廃止、第六、条約有効期限の設定、である。このうち小野がもっとも力をこめて力説しているものは治外法権の撤廃と関税自主権の回復であろう。そしてこれは又、馬場辰猪の主張とも一致する。前者について、小野はつぎのように論ずる。

「抑モ国ノ国タルニ二ノ品等アルヲ要ス。一ニ曰ク、境外ノ邦国ニ対シテ平等ノ地位ヲ保チ、自カラ其威力ヲ維持シテ自在ニ其向フ所ヲ行フヲ得ルノ品等ナカルベカラズ。

二ニ曰ク、自カラ境内ノ政治ヲ為シ、自カラ其法律ヲ制定シ、以テ其土ト其民トヲ寧ンジ、曾テ他邦ノ干渉ヲ受ケザルノ品等ナカルベカラズ。此二ツノ品等アルヤ、其国ヲシテ国タラシメ、其土ト其民トヲ保有スルヲ得セシム。是ヲ以テ一國ヲ保有スルトハ此二個ノ品等ヲ具備スルノ称ニシテ、<sup>(31)</sup>一國ノ独立ヲ全ウシ、其安康ヲ保ツヲ謂フナリ」。

ここには澎湃としてたかまりつつある当時の日本のナショナリズムを見る想いに駆られるが、つぎに関税自主権を訴え、その喪失が、いかにわが生産力を損傷し、国富を失わせるものであるかを説く点でも、さきの馬場の主張に酷似している。

「第二、関税賦課ノ全権ヲ取メテ之ヲ我ニ恢復セントスルハ、一ハ以テ我カ独立国ノ體面ヲ全ウシ、一ハ以テ我カ内国ノ生産ヲ富殖セント欲スルニ因ル。……然ルヲ今マ条約ノ為メ其特権ヲ妨碍セラレ、自カラ其臣民ノ課税スルヲ得ザラバ是レ独立国ノ體面ヲ汚スモノニシテ、自主ノ大権ヲ失却スルモノト謂ハザルヲ得ズ。況ンヤ我ニシテ関税賦課ノ全権ヲ有セザルノ一事ハ大ニ我邦生産ノ発達ヲ妨碍シ、其不利甚ダ少小ナラザルノ實アリ<sup>(32)</sup>」。

注(29) 前掲、370頁。

(30) 前掲、412頁。

(31) 前掲、414頁。

(32) 前掲、414~415頁。

### 福沢諭吉と条約改正運動（その二）

しかし小野梓が内地雑居反対論にたいしてその不合理である点を力説したのは、治外法権の撤廃、関税自主権の回復、資本の自由化によって、日本を真に国際社会の一員たらしめるために必要であるという認識と、それによって齎される結果を洞察したからであった。その意味で、つぎの一節は、福沢諭吉の説に似て興味深い。

或ハ西洋人雑居ノ姿ト為ラバ、低利ノ資本ヲ持来テ、内地ノ産業ヲ奪フト云ハンカ、成程西洋諸国ノ利子ハ我国ヨリ低下ナレドモ誠ニ西洋ノ資本ヲ日本ニ移シ、不知案内ノ内地ニ入り、危険ヲ算シテ計リタラバ、其資本決シテ低利ニ當ラズ。況ンヤ西洋人ガ資本ヲ投ズルノ地ハ、北亜米利加<sup>オーストラリア</sup>ニ濠斯太利亜ニ沃肥殷富ノ場所甚ダ多キガ故ニ、有限ノ資本固ヨリ一処ニ奔走シ来ルノ恐レナシ。故ニ西洋人ノ一手ヲ以テ、内地ノ産業ヲ壟断ストハ、之ヲ要スルニ一片ノ杞憂タルニ過ギザルナリ<sup>(33)</sup>」。

むしろ内地雑居を促進し、国際競争のなかに日本を投ずることこそ、名実ともに文明国たるの資格を具備させる所以であることをつぎのように説いている。

「故ニ百年ノ長計ヨリ考フレバ、今日ニ及ンデ早ク雑居ノ姿トナリ、西洋人ヲ内地ニ延接シテ内地人民ノ懶夢ヲ警破シ、西洋ノ文明ヲ採テ西洋人ト交際競争スルノ覚悟ヲナサシムルニ若カザルナリ。或ハ其時ニ一時多少ノ不利アラバ、其不利ハ即チ文明ノ代価ナリトシテ之ヲ犠牲ニ供スルモノナリ。……我国内地ノ人民モ久シキヲ出ズシテ英・米・仏・独・伊・墮等ノ人ト軒ヲ駢ベテ相住居シ、商売学問政治ノ大ヨリ、冠婚葬祭宴楽遊戯花鳥風月ノ細ニ至ルマデ一個人ノ資格ヲ以テ互ニ交リ、互ニ樂ミ、去ルモノハ留メズ、来ルモノハ拒マズ、人々ノ勝手次第ニ任シテ、錯雑喧騒渾然トシテ交際スルコト、モナラン<sup>(34)</sup>。孰レモ男子ノ事業ナリ。文明国人ノ行為ナリ。深く恐れ、ニ足ラザルナリト」。

以上、馬場辰猪、田口卯吉、島田三郎および小野梓の「条約改正論」について考察したが、これらの思潮は、自由民権運動から始まり、その衰亡後は、内地雑居論が、大隈重信の立憲改進黨系の人々によって推し進められたことが窺われる。そして福沢もこれにかなり強い影響を及ぼしたのであった。このような積極的な条約改正論にたいして、これを批判、もしくは消極的な立場に立って、内地雑居に反対したものとして、井上哲次郎をあげることができる。彼の内地雑居論を検討することを通じて、福沢諭吉等の見解と対比し、明治維新以後二十年、転換期を迎えつつあった明治思想界の一断面を考察しよう。

### (3)

井上哲次郎は、明治22年、哲学研究のためベルリンに滞在していたが、偶々井上圓了の訪問をう

注(33) 前掲, 438頁。

(34) 前掲, 438頁。

け、談、内地雑居の事に及び、日本の将来を憂える余り、「内地雑居」を執筆したものであるといわれる。その論調は、治外法権の撤廃に反対、もしくはきわめて消極的な姿勢をとり、いわば国粹主義的な感情をもって満たされているのが特徴的である。彼の主張は、多分に誤解に基づくと思われる叙述が多いが、ともかく内容の吟味に入ろう。

彼はまず、治外法権を撤廃して外国人の内地雑居に途を開くことは、日本人の固有の領土を減少させるにも等しい所以を、つぎのような激越な表現を以て始めている。

「然るに今より外国人に内地雑居を許さば、欧米各国の人内地に入て我日本の土地を占有せん。……一人にても二人にても外国人が日本の内地に入て幾寸でも幾尺でも、我日本の土地を占有する事とならば、日本人はそれだけ子孫のために繁衍蓄殖すべき場所減縮するわけなり。然るに中々一人や二人にてはなく、何千何万と云ふ異邦人が内地に侵入することになり、英米などの豪富が漸々多く土地をも買込むならん。特に最良の場所は先づ歐洲人の手に帰する事となるは今より<sup>(35)</sup>預期するを得べし」。

井上はここで、治外法権の撤廃が無制限な外国人のわが国への移住を促すとしているが、何故そうなるのか、その具体的な根拠は明らかにしていない。ただ第一節緒論につづいて第二節土地を減縮すること、第三節競争に敗北すること、においては、日本人は知的程度ならびに体位において欧米人に比べてはるかに劣等であり、自由競争に弱く、「然るに今更に外国人に内地雑居を許さば、日本全国の人、老幼貧富の別なく、上下貴賤に論なく、尽く直に欧米人と競争するの途に上らざるを得ず<sup>(36)</sup>」。その結果はどうなるか。

「概して之を論ずれば、日本人種は今日に在ては尚ほ歐洲人種より一等下劣なりと謂ふべし。然れば仮令我邦人が維新以後驚くべき進歩をなしたりとも、今より直ちに欧米人と対等の業を成し、彼と競争を試みんと、恰も微弱なる童子が努力ある壯士と格闘するが如く危急なりと謂ふべし<sup>(37)</sup>」。

ここには明らかに、後進国の知識人として劣等感に噴まれつつある姿が浮ぶ。井上の胸中には、条約改正一度成るや、外国人は挙げて日本列島におしよせるかのような危機感が胚胎している。日本民族が欧米に比較して劣等であること、そのために内地雑居は、競争力なく、智力、体力ともに劣る劣等民族、日本人にとってきわめて危険であるという。

「概して之を云へば、日本人は歐洲人に対して尚ほ劣等の人種たること学識ある者は皆熟知せることならん。……日本人種と他の劣等人種とは唯々其開化の度、人々の差并に風俗宗教を等にする<sup>(38)</sup>ども、要するに皆歐洲人に対しては劣等人種なり」。

注(35) 井上哲次郎『内地雑居論』、明治22年、『明治文化全集』、第六巻、外交篇、475頁。

(36) 前掲書、475頁。

(37) 前掲、476頁。

(38) 前掲、482～483頁。

## 福沢諭吉と条約改正運動（その二）

このように強い劣等感の強調が、井上の場合、どのような理由によるか明らかではないが、ひとつは、ドイツに留学し、哲学をはじめヨーロッパのすぐれた学芸や技術、進んだ市民社会のなかで、立ちおくれた祖国日本の絶望的状态を念頭においたのだと思われるが、ただ注意すべきことは、日本人が劣等民族であるとする観点には、外国人崇拜とならんでアジア人蔑視の考え方、そしてさらに排外主義的傾向をさえ感じさせることである。つぎの一節をみよ。

「或は又吾輩に反して縦令ひ我邦にて内地雑居を許すも、外国人決して多く来ることなかるべしと云ふものあらん、是れ甚だ危殆なる論なり。何故なれば、外国人の多く来らざることは決して今より断言し難く、却って多く来るならんと思ふことあり、……。又仮令ひ始め多く来らずとするも、其害たる蔓延し易く、之を怠るは譬へば猶ほ軽症の肺病の憂ひ生命を害するに足らずとして、遂に大漸するが如く、危害なる結果を生ずるの本なり。千丈の堤も蟻穴より崩れ、遂に滔々たる洪水を来すことあれば、微細の災と雖ども之を未萌に防ぐを要す、況や国民一般に関する重大の事件をや」<sup>(39)</sup>。

それならば、この事態にどのように対処すべきであろうか。井上は、条約改正の延期を図り、「延期の事到底成り難ければ、危殆なる雑居を許すより、寧ろ十年なり十五年なり二十年なり、旧条約を續で、其間に大に国の改良を図るに若かざるなり。治外法権は国の耻辱なれども、之が為めに我邦が急に滅亡するとは思はれざれども、一旦雑居を許さば、日本は今日の日本にあらずして、全く異状の国体を生ずるなり」<sup>(40)</sup>。

まことにウルトラ・ナショナリズム（超国家主義）を想わせる論調ではなからうか。井上のこの国家主義的思想の背景には、ドイツ国家主義が強力に働き、条約改正反対への強烈なインパクトとなったのではなからうか。つぎの一節を読んでみよう。

「近来我邦にて往々愛国熱心の志士を嘲笑するものあるが如し。果して然らば是れ国家の為めに甚だ悪しきこととなり、愛国の情に対して笑罵を加ふる事あらば、其邦は已に壞頽せり。実に愛国心は国の元氣にして苟も之に反するものあらば、国内に危胎たる病毒を胚胎せるなり」<sup>(41)</sup>。

その後、井上は、帰国後、この条約改正論を修正加筆する形で、「内地雑居統論」を発表しているが、その基調は根本的に異なるところはない。それはまことに排外主義にも似た国粹主義的感情によって満たされている。「内地雑居統論」本論の第一章において、「今日内地雑居を許可するが如きは、実に非常なる急激の変動にして、日本古来の風俗、習慣、政治、文学、宗教其の他百般の事々物々をして一時に変動せしめ、以て遂に国家の基礎を破壊するの勢力あり」<sup>(42)</sup>。

井上は、ヨーロッパおよびアメリカ大陸におけるヨーロッパ人種の混住と、日本人と欧米人の雑

注 (39) 前掲, 483頁。

(40) 前掲, 485頁。

(41) 前掲, 488頁。

(42) 井上哲次郎『内地雑居統論』, 明治24年, 前掲, 494頁。

居とをきびしく区別し、前者に比べ後者は根元的な変化をもたらし、日本人は窮地に追い込まれるという。「然るに日本に内地雑居を許さんか、其の入り来るべき人種は多くは皆な日本人よりも優等なる人種なり。此の優等人種が忽ち我が日本人民と競争することなり」<sup>(43)</sup>。

井上がもっとも畏怖したのは、ヨーロッパ人との雑居によって日本人がヨーロッパの思想や宗教に「汚染」されることであった。

「種々の人種が同一なる所に雑居するに至れば、如何なる人種の言語風俗等が勢力ありて之れに他の人種は同化し去らるべきやと云ふに、其の優等人種たるは論を待たずして明らかなり……。今若し内地雑居を許さば、日本人より遙に優等なる欧米人の入り来るを以て、日本人は欧米人の為めに頗る同化せらるべし」<sup>(44)</sup>。

内地雑居によって得るものよりも失うものの方が大きいことを憂慮する井上の慎慮は、ナショナルな感情から次第に排外主義もしくは排他的な言辭にまで転化していった。

「国民は一個体を維持して存在する者なれば、日本国民も固より一個体を形成せり。然るに一とたび内地雑居を許さば必ず日本固有の特質を失ひて、再び日本固有の特質を回復すること能ず。今日内地雑居を許すは実に日本の国体を破壊するの濫觴なり。此の如く我が日本の安危に関する内地雑居を今日俄かに断行するが如きことあらば、将来の日本国民は何に程今日の日本国民を怨むるやも測り知るべからず」<sup>(45)</sup>。

はじめは、内地雑居にたいする消極的な姿勢、あるいは慎重論であったものが、次第に西欧文化排撃の鋭鋒を磨くに急な余り次第に右翼的な思想の本質を露呈するに至った。井上の語るところによれば、ヨーロッパ人がその国に入ってきたために、その国民がこれまでの爽快な気象を喪失し、「憂鬱の思想胸に塞がった」のは何故かといえ、ヨーロッパ人の崇拜するキリスト教によって「土人」の神が排斥されるからであり、日本の場合も決して例外ではないという。

「凡そ如何なる邦国と雖ども、一とたび内地雑居を許せば、大抵同様の惨状に遭遇せざるはなし。日本国にして今日俄かに内地雑居を許すとせんか、従来日本人の信仰する所の神道も仏教も儒教も皆悉く彼等に排斥せらるべし。日本人が古来最も尊崇する八百万神も天照皇太神宮も特に是等の諸神は皇室と密着なる関係ありて、天皇陛下の祖先なれば、苟も日本国民たる者は深く之れを敬神せざるはなし」<sup>(46)</sup>。

ところが第一高等中学校の教員、内村鑑三、木村某の如きは勅語奉読式にあたって、わが至尊の御影を拝せず、神として認めず、天子を侮辱した。「不忠不孝なる内村鑑三の如きは已に畏れ多くも我が至尊なる天子を侮辱せり。此の如きものは最早や日本人民に非ざるなり」<sup>(47)</sup>。要するに内村は

注(43) 前掲、496頁。

(44) 前掲、497頁。

(45) 前掲、498頁。

(46) 前掲、499頁。



## 福沢諭吉と条約改正運動（その二）

「非国民」であるということであろうか。内地雑居を行うことは、「不忠不孝の徒」、内村鑑三の如き人物を輩出させることになるという、きわめて単純な見方である。

内地雑居慎重論のために、キリスト教排撃論が登場するのは、井上の論法の特徴であるが、注意すべきことは、このような排外主義的・国粹主義的な思想は、帝国憲法の発布という事態と密接な関係があり、井上は内村を排撃するとともに福沢諭吉とも鋭く対立していることである。それはその後、世論の支持をえて、帝国主義日本のイデオロギー的基礎を提供したのみならず、外国との自由な交際を信条とすべき日本の外交政策にも色濃く影を落しているのではなかろうか。

福沢諭吉も又、明治10年代においては、内地雑居の結果を恐れていた。『明六雑誌』、明治8年1月、第26号のなかに発表された「内地旅行西先生の説を駁す」のなかで、「御一新後既に七年にもなり、旅行を許すは尚早しと云ふ可らず」という西周の主張にたいして、「内地旅行は無 掘尚早しと云はざるを得ず」とし、その理由を、西の説は、「十二、三歳の娘の子に武蔵坊弁慶を入 婿に取て雑居せしむること」であり、「武蔵坊でも熊阪の長範でも即刻婿にせよとて之を叱る」に等しく、日本の為にはならないとしている<sup>(48)</sup>。

この明治8年の段階では、福沢が内地雑居に反対であったことはいうまでもないが、明治17年2月20日、21日の『時事新報』所載の論説「内地雑居の喜憂」においては、「我日本人は西洋人と雑居す可きに定まりたり。既に雑居して互に交り互に楽しみ又互に相競いたらば、西洋人として決して邪悪なるに非ず、勿論其一、二人に就て云はゞ口蜜腹剣の人物もあらんと雖ども、其千百人の上より見れば、共に友とす可きものあり、又親しむ可きものあり、商売共に行ふ可し、政治法律共に語る可し、畜に畏れて避けざるのみならず、我より進んで之に交接することともならん<sup>(49)</sup>」として、治外法権の撤廃に積極的な姿勢を示している。

また明治19年4月22日の論説「全国雑居」において、内地雑居を危惧する意見の多いなかで、「世界の宝山は独り日本国のみならず、北亜米利加に、濠斯太利亞に沃腴殷富の場所、甚だ多きが故に、人口案外に多く遺利案外に少なき日本国にて、一朝雑居を許したりとて、西洋人が忽ち蟻集す可しと思はれず<sup>(50)</sup>」として、条約改正に賛成している。

このように福沢は井上哲次郎とは対照的に内地雑居、すなわち治外法権の撤廃に積極的で、「内地雑居の覚悟」にみるように、一定の懸念を感じつつも肯定的立場をとっている。その場合、つぎの一節は、井上哲次郎の偏狭な国粹主義、その独善的な偏見に痛打を与えるものとして記憶するに値しよう。

「文明進歩は世界の大勢にして、其大勢の赴く所、自から明白なれば、寧ろ自ら進んで変化を

注(47) 前掲、499頁。

(48) 「内地旅行西先生の説を駁す」『福沢諭吉全集』、第19巻、544～545頁。

(49) 「内地雑居の喜憂」、『全集』、第9巻、403頁。〔『時事新報』、明治17年2月20日～21日〕。

(50) 「全国雑居」、『全集』、第11巻、13頁〔『時事新報』、明治19年4月22日〕。

勉む可きのみとして、既に外人の雑居を許して共に隣里の交を結ぶに至るときは、随て彼我の雑婚も次第に行はるゝことならん。婚姻は俗に不思議の縁と唱へて、国内に於ても一面識なき奥州の人と長崎の人とが偶然に縁を結ぶこと珍しからず。東西の雑婚も亦是れ不思議の縁にして毫も怪しむに足らず<sup>(51)</sup>」。

ヨーロッパ諸国においては、平常敵視し干戈を交える隣国も、王室はその愛国心を超えて婚を結ぶ。宗教にしても国境は必要としない。

「独り耶蘇教に限りて其待遇法を別にするが如き、自由の真を得たるものに非ざれば、斯る區別を止むるは勿論、一般の信仰は自から大勢の赴く所に一任して一切不問に付し去る可きものなり<sup>(52)</sup>」。

ここには福沢の自由主義思想が、その最晩年に至るまで健全であることの証しがみられるし、またすでに国家主義的風潮の昂まりのなかで孤高を守る老思想家の姿をもみるのである。

福沢の思想は、明治10年代に国権主義的傾向を帯びるに至ったといわれる。しかしこれを井上の論調と比較するとき、そこに大きな懸隔を認めざるをえない。井上は、古代ギリシャおよびローマの衰退滅亡の過程を論じ、一種の国家有機体に立っていることは、たとえば、「一體国家なるものは甚だ人種の身体組織と相ひ似たるものにして、已に是れまでの哲学者社会学者が国家を人體に比して論ぜしもの多かりしが、国家も人體の如く同じく成長発達して、遂に又衰滅に帰するものなり。古来国家の盛衰興亡せしもの頻る多く、一々枚挙するに遑あらず<sup>(53)</sup>」とのべていることから明らかである。井上は、明治10年代の初頭、スペンサー（Herbert Spencer）の影響を受けたフェノロサ（E. F. Fenollosa）の社会進化論の講義を東京大学において聴き<sup>(54)</sup>、やがてドイツに留学して国家有機体説に転じたものと思われる。

スペンサーの理想とするところは、市民社会における国家干渉を最少限度に縮小しようとするものであったのにたいし、フェノロサの影響下に育った有賀長雄と同じく、井上もまた国家主義への傾斜を深め、この思想的な潮流は、やがて和田垣謙三、金井延等の社会政策学派に継承され、明治30年代における国家主義の一翼を形成するのであって、福沢等の自由主義は大きく後退する。日清戦争後、「七博士事件」に象徴されるように、東京大学は、国家主義的潮流の膨脹に重大な責任を負うこととなった。条約改正運動も、このような脈絡の下で考えられなければならない。

（経済学部教授）

注（51） 「内地雑居の覚悟、『全集』、第16巻、96頁。（『時事新報』、明治30年9月8日）。

（52） 前掲、97頁。

（53） 前掲、『明治文化全集』、第六巻、外交篇、495頁。

（54） 山下重一『スペンサーと日本近代』、御茶の水書房、1983年、131頁。